

商品概要説明書

マイカーローン（オリコ型）

（令和1年10月1日現在）

商品名	マイカーローン（オリコ型）
ご利用いただける方	<p>○ J Aの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも J A所定の出資金をご出資いただくことで、組合員とすることができます。</p> <p>○お申込み時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 81 歳未満の方。</p> <p>○安定した収入のある方。</p> <p>○ J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他 J Aが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <p>①自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に伴う諸費用。</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</p> <p>③運転免許の取得のためのご資金。</p> <p>④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。</p> <p>⑤車庫建設費用</p> <p>⑥他金融機関からお借入中の自動車ローンお借換資金 （直近3ヵ月間延滞のないこと）</p>
借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。</p> <p>○資金使途が車両借換えによる旧債務借換を合算とする場合、旧債務分は30万円以内かつ融資金額の30%以内とします。</p>
借入期間	○1ヶ月以上10年以内（据置期間最長6ヶ月含む）とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（J A所定の短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（J A所定の短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率は、適用利率に年0.65%～1.8%の保証料相当分を上乗せしたのになります。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>

返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。						
担保	○不要です。						
保証人	○J Aが指定する保証機関（株式会社オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ○20歳未満の方の場合は、J Aが定める条件を満たす法定代理人に連帯保証人となっていただきます。						
保証料	○お客様からJ Aへお支払いいただく利息の中からJ Aが保証会社へ支払います。						
団体信用生命共済（9大疾病補償保険）	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、「団体信用生命共済（特約なし）」とのセット加入が必要となり、お借入利率は加算利率分高くなります。加算利率はJ Aによって異なります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>9大疾病補償保険</td> <td>あり</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	あり	9大疾病補償保険	あり
団体信用生命共済名	加算利率						
団体信用生命共済（特約なし）	あり						
9大疾病補償保険	あり						
手数料	○下記の場合、J A所定の手数料が必要です。 （J Aによって金額が異なります。） ①全額または一部繰上返済をされる場合 ②ご返済条件を変更される場合						
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J AまたはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 なお、福岡県弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会 紛争解決センター 天神センター（電話：092-741-3208） 北九州センター（電話：093-561-0360） 久留米センター（電話：0942-30-0144）						
その他	○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望にそいかなる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。						

	<p>合わせください。</p> <p>○その他のご不明な点がございましたら、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>
--	---

J Aバンク大分